

■ Article (vol.23) ■

大学会計人会サミットの“サミット宣言”に接して

日税研専務理事 坂田純一

.....
去る10月18日、第12回全国大学会計人会サミット(以下「サミット」という)が池田隼啓日本税理士会連合会長や増田宏一日本公認会計士協会会長臨席のもと、東京神田の専修大学で開催された。サミットは、平成9年にスタートしたものであるが、爾来、毎年当番校を決め持ち回りで開催されており、現在では34大学の41会計人会が参加団体となっている。財団法人日本税務研究センターは、これまでに多くの大学における学究活動との融合を図ってきており、近時は幸いにもサミット会議に陪席させていただいている。

また、初めて“サミット宣言”がなされたことからして、サミットは新たな活動、そして飛躍に向けて諸活動が行われることが想定され、そうした意味でも記念すべき大会になったものと思われる。今回のサミットが、税理士業界としてその推進を図っている「中小企業の会計に関する指針(以下「指針」という)」を巡る諸課題を統一テーマとしたことから、ここに報告を兼ねその概要を記すこととする。

(基調講演)

基調講演は、専修大学商学部教授・企業会計審議会会長である安藤英義氏による『中小企業の会計に関する指針をめぐって』が演題であった。同氏は、「指針」作成検討委員会の委員長を務めた経験から、「指針」作成の経緯や目的と作成方針などを回顧的に述べられた。そこでは、作成に至る過程としての苦労話や大変興味深い話がなされたが、「税理士会と会計士会の激しい論争があった」ということを除き、ここでは同氏の意を戴した講演内容を再現することができないので、それらについては省略する。

同氏は、「指針」の「課題」として、①普及の促進および認知度の向上、②簡便性と正確性の調和を挙げ、②については、「簡便性」を求めれば「正確性」が低くなり、その逆もあるとし、両面の調和をどのように図っていくかが、「普及」のキーポイントになるとの考え方を述べた。また、法令上の根拠のない「指針」が、会社法第431条のいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として社会的に認知されるかについて、結局、賠償事案が起こった場合に「裁判所がどのように『指針』を認知するかどうかではないか」との判断も示された。また、「国際的動向」としては、イギリスのFRSSE(小規模企業向け財務報告基準:1997年)を挙げ、「企業会計原則」と「指針」のダブル・スタンダードだけに固執することなく、社会経済の進展によっては、さらにより簡便な小・零細企業向けの指針を新たに作成すること、いわゆるトリプル・スタンダードということも将来的には

「検討する価値のあることではないか」との見解を示した。さらに、最近の動向として、IASB（国際会計基準審議会）が IFRS for Private Entities（非公開企業向け財務報告基準⇒中小企業向け）を検討中であることが披露された。

（サミット会議）

サミット会議では、「指針」に関して次の5つの論点を掲げ、事前のアンケートに基づき深度ある討議が行われたが、その主なものを紹介する。

第1論点（会計専門家として「指針」「チェックリスト」を活用しているか）

「活用している」との意見が多かった。中には、大学の演習授業の教材として活用しているとの例も披露された。一方、活用は、あくまで金融機関の要請に基づくものであり、「一般的に活用されることは少ない」との意見も出された。

第2論点（「指針」は中小企業の質向上に役立つか）

「役立つ」「ある程度役立つ」との意見が多かったが、i）情報提供機能としては役立つが、ii）利害関係者の利害調整と課税所得算出の利害調整会計としては役立たない、との意見が出るなど、主に税法基準との調整に関して見直しを求める声が多かった。

第3論点（「指針」を普及定着させるために、税理士・公認会計士は何をなすべきか）

「税理士全般への理解が浸透していないようである」との意見が多かったが、中には関与先企業にも「指針」を適用することの理解を求める「努力をすべき」とし、税理士ばかりでなく税理士・公認会計士業界が中心となり、中小企業経営者に対しても積極的に理解と普及啓蒙を図るべきとの意見も出された。

第4論点（「指針」は特記されていないものについて企業会計基準とは異なる処理を認めるものだから税効果会計や組織再編会計はもっと簡単にすべきではないか）

第4論点では、具体的に「指針」に対する見直し論が多く出されたので、その代表的なものをランダムに紹介する。総じて、現在の「指針」をすべての中小企業に適用させることには無理・困難が伴うというものであった。そのような意見を垣間見ると、上述した安藤英義教授のトリプル・スタンダードという提言が現実的なものとしてクローズアップしてくることも可能性として無くはないと思える。

- ① 中小企業経営者は税法基準を重視するので、もう少し簡便で税法基準に準じる「指針」があってよい。
- ② 「指針」の「関連項目」の注記は、その基となる会計基準や適用指針等の内容をその都度確認しないと理解できない項目や用語が多く、不親切なものとなっている。
- ③ 中小企業に無用な規定が多すぎる。中小企業の実態に即したシンプルな基準

が望ましい。実務での便宜を考慮して簡略化すべきである。

- ④ 税務会計を決算で重視した場合に「指針」に合致しにくい項目が散見される。
- ⑤ 特に、賞与引当金、退職給与引当金などは中小企業にあった計算基準を導入すべきである。もっと税法基準を入れてもらいたい。
- ⑥ 経営体力の弱い閉鎖会社にかかる会計処理を強制するのはいなか。

第 5 論点（普及定着の為の具体策提言のサミットとなることを望む）

ここでも「指針」の一定の見直しが話題となったが、「会計の質向上の使命感をもって進めないと中小企業の会計のボトムアップにはつながらない。そのためには『指針』の質向上と『会計基準』となる内容へ進化してほしい。『指針』は原則をしっかりと捉えて会計と税務の会計処理を近づけられるように改善をしてほしい」などの要望が出され、“サミット宣言”採択に向けて、意思統一がなされた。

（サミット宣言）

サミット参加のメンバーは、税理士会や公認会計士協会の指導的立場の幹部やその経験者が多数占めており、「指針」の普及啓蒙や「指針」のさらなる見直しに少なからず影響を及ぼすものと思われる。採択された宣言の内容は、次のとおりである。

サミット宣言

われわれ、第 12 回全国大会会計人会サミット参加者一同は、以下の課題を共有し、各加盟団体の連携のもとに、これらの実現に向けて宣言する。

- 1. 中小企業の会計の質の向上に貢献するため、会計の専門家として「中小企業の会計に関する指針」の普及定着を推進します。
- 2. 「中小企業の会計に関する指針」の活用を通じて、実務家として中小企業の経営を応援します。
- 3. 「中小企業の会計に関する指針」の改善進歩を図るため、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会を通して積極的な提言を行います。
- 4・5 （略）

以 上